

年発第0911002号
平成20年9月11日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について

「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の基金の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 第四の三の（４）中「及び別途積立金」を「別途積立金及び承継事業所償却積立金」に、「、次の」を「次の」に改める。
- 2 第四の三の（５）のアの（イ）のeを次のように改める。
 - e なお、前記b～dに定めるところによらず、基本部分と加算部分に区分して特別掛金を算定することができること。この場合、次の①から⑧の方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、前記cとdに定めるところに準じて、基本部分と加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。
 - ① 基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。
 - ② 免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。
 - ③ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の数理債務と最低責任準備金の合計額と加算部分の数理債務の額の比により資産額を按分する方法。
 - ④ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の数理債務と最低責任準備金の合計額から基本部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額と加算部分の数理債務から加算部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額

を控除した額の比により資産額を按分する方法。

- ⑤ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の原始数理債務から基本部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額と加算部分の数理債務から加算部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額との比により資産額を按分する方法。
- ⑥ 最低責任準備金を先取りし、残余の資産額について上記①から⑤に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。
- ⑦ ①から⑥のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。
- ⑧ ①から⑥のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。

f 加算部分に複数の給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができること。この場合、前記 b 又は e に定めるところにより加算部分に配分された資産額を、次の①又は②の方法により更に各給付区分に配分し、前記 c と d に定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。

- ① 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の比により按分する。
- ② 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務から給付区分に係る特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額の比により按分する。

ただし、後記第五の五に規定される給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、前記 c～e に定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。

g 前記 b～f に定めるところによらず、全部又は一部の設立事業所に係る受給権者に係る数理債務と最低責任準備金の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額及び最低責任準備金の額をそれぞれ基金全体の数理債務及び最低責任準備金の額から控除した上で、前記 b～f に定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができること。

3 第四の三の（9）のア中「ただし、特別掛金は、未償却過去勤務債務残高、基金への編入時期、一時払掛金額等の客観的かつ合理的な基準に基づいて、設立事業所ごとに異なる算定方法によることができること。」を削り、第四の三の（9）のイをオとし、アの次に次のイ、ウ及びエを加える。

イ アに定めるところによらず、特別掛金は、前記（５）の未償却過去勤務債務残高について、次の①又は②の方法により設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ごとに特別掛金を算定することができること。ただし、給付の内容が同一の集団においては、同一の償却方法により算定し、前後記ウにより算定される特別掛金を除き、前記（６）の予定償却期間又は（７）の償却割合は同一のものとすること。なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。

① 未償却過去勤務債務残高を直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における加入員数、標準給与（加算給与）、各給付区分に係る数理債務と最低責任準備金の合計額のいずれかの比により按分する方法

② 未償却過去勤務債務残高から直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）について、①の方法又は直前の財政検証、前回の財政計算若しくは当該財政計算の基準日における数理債務と最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法のいずれかにより各設立事業所に配分した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額とする方法

ただし、前記（５）のアの（イ）のgにより未償却過去勤務債務残高を算定している場合については、前記①又は②の数理債務及び最低責任準備金の額から受給権者に係る額を控除すること。なお、一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合については、当該給付設計の変更に係る変更後の数理債務から変更前の数理債務を控除した額（当該額が未償却過去勤務債務残高の額を上回る場合には、未償却過去勤務債務残高の額とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更起因する額に限る。）を②の未償却過去勤務債務残高から控除した額について、②の方法により各設立事業所に配分し、給付設計の変更を行った設立事業所については当該差分額を配分された額に加算することができること。また、設立事業所に係る最低責任準備金は、基金の最低責任準備金を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比に応じて按分したものとす。

ウ 設立事業所が増加する場合は、イの定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高（当該基準日における当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額から当該設立事業所の増加に伴い基金が受換した資産を控除した額。）について、当該設立事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該設立事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、前記（６）の予定償却期間又は（７）の償却割合は別に設定することができること。なお、設立事業所が増加したとしても、前記一に該当しない場合について、財政計算を行わず、当該

設立事業所の未償却過去勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定することができること。また、法第百十条により基金を設立する場合、法第百四十二条により基金が合併する場合、法第百四十四条の二により権利義務の承継を行う場合又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）についても上記と同様とすること。

エ 承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金の額又は当該設立事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を当該設立事業所の特別掛金額から控除すること。

4 第五の四の次に次の五を加える。

五 給付区分別途積立金

(1) 給付区分別途積立金を積み立てることができる基金

代行部分及びプラスアルファ部分のうち、「厚生年金基金の設立認可について（昭和四十一年九月二十七日企年発第三六三号）」別紙厚生年金基金設立認可基準第三の三を満たすために必要な部分を全設立事業所が対象となる基金の共通給付（ただし、当該共通給付が基本部分の全部又は一部に等しい場合にあつては、基本部分以外の給付区分についても全設立事業所が対象となる給付区分を設けている場合に限る。）とし、その上乘せ給付として一部の設立事業所を対象とする加算給付を設ける基金にあつては、給付区分（複数の給付設計を組み合わせる場合又は労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分ごとに異なる給付設計を行う場合において、給付設計ごとに区分したものをいう。）ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分（ただし、共通給付を更に区分することはできないこと。）し、決算時に剰余が生じる給付区分があるときは、当該給付区分の別途積立金として、給付区分別途積立金を積み立てることができること。この場合において、資産を一括して運用している場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料及び指定年金数理人費については、それぞれ合理的な方法により法第百十五条に規定する規約に定めるところに基づき配分すること。なお、給付区分ごとに資産を区分する場合にあつては、その旨法第百十五条に規定する規約に明記すること。

(2) とりくずすことができる場合等

給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金を生じたため当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに前記第四の三の(4)に定める資産額に繰り入れる場合、将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合及び年金経理から業務経理へ繰り入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合にとりくずすことができること。なお、給付区分別途積立金について、とりくずすことができる額、年金数理人の確認等、書類の提出方法については、第五の二から四の「別途積立金」を「給付区分別途積立金」と読み替えて、同号の規定により取り扱うこと。

(3) 給付区分ごとに資産を区分する場合の財務諸表等の取扱い

① 決算に関する書類

給付区分ごとに「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（平成八年六月二十七日年発第三三二三号）」別添2の様式②’及び様式③’を作成し、それぞれ様式②及び様式③の後に添付すること。

② 財政計算に関する書類

様式⑥ーアの3の（2）の表中⑮～⑳についても給付区分ごとに記載すること。

(4) 新たに給付区分ごとに資産を区分する場合等

次のア又はイの場合に、新たに給付区分ごとに資産を区分することができる。ただし、基金の給付が設立事業所に共通の給付区分のみとなった場合又は共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなった場合を除き、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできないこと。

ア 法第一百四十二条の規定に基づき、基金が合併する場合

イ 共通給付区分のみの基金において、一部の設立事業所を対象として新しい給付区分を設けたときその他資産を給付区分ごとに区分して区分することが必要と基金が判断した場合

なお、新たに給付区分ごとに資産を区分する場合の給付区分ごとの資産は、新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を次の①又は②のいずれかの方法により算定した額とすること。

① 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における数理債務と最低責任準備金の額の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法

② 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における最低積立基準額の比により按分する方法

ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして基金が資産を受換する場合については、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができるものとする。

(5) 積立上限額を超える場合の掛金の控除額

基金規則第四十七条の二の規定により算定された控除額については、同条中「年金給付等積立金の額」、「令第三十九条の四第二項に規定する積立上限額」及び「控除前の掛金及び徴収金」を、「給付区分ごとの年金給付等積立金の額」、「給付区分ごとの令第三十九条の四第二項に規定する積立上限額」及び「給付区分ごとの控除前の掛金及び徴収金」と読み替えて給付区分ごとに算定した額が零を上回る給付区分から控除することとし、当該給付区分が複数ある場合には、当該給付区分ごとに算定した額の比により給付区分ごとに控除すること。

(6) その他

前記第四の三の（5）のイに規定する特例掛金については、前記第四の三の（5）のアの（イ）のfのただし書きに準じて、給付区分ごとに算定し、第四の四に規定する特例掛金については、同規定に基づき基金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づ

き給付区分ごとに配分すること。また、給付区分ごとに資産を区分する場合の前記第一の(16)の資産評価調整加算(控除)額については、資産を一括して運用している場合についても、給付区分ごとに算定すること(ただし、数理的評価の方法は同一のものとする)ができること。なお、資産評価調整加算(控除)額を給付区分ごとに算定する場合には、様式⑩の3については、給付区分ごとに記載すること。

5 第七から第十を第九から第十二とし、第六の次に次の第七及び第八を加える。

第七 承継事業所償却積立金

一 趣旨

承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。

二 承継事業所償却積立金の評価

設立事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、増加に伴う財政計算の基準日における当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額から当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額を控除した額(受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。)について、当該基準日以降、基金の運用利回りの実績、零以上基金の予定利率以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、後記三によりとりくずした額を控除した額により評価し、基金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。なお、基金が前記第五の五により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、設立事業所の増加により基金が受換した資産額を同(4)のなお書きに準じて各給付区分に配分した上で、上記により給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。また、法第百十条により基金を設立する場合、法第百四十二条により基金が合併する場合、法第百四十四条の二により権利義務の承継を行う場合又は給付区分を新たに設ける場合についても上記と同様に承継事業所償却積立金を評価することができるものとする。

三 とりくずす方法

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、前記第四の三の(9)のエにより控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。なお、基金が前記第五の五により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することになる場合について、上記に準じて承継事業所償却積立金をとりくずすこと。

四 承継事業所償却積立金を設ける場合等

基金の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができること。承継事業所償却積立金を設けた基金は、前記一に該当する設立事業所が増加した場合には、前記二に基づき承継事業所償却積立金を積み立てること。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を廃止することはできないこと。なお、承継事業所償却積立金を設ける場合にあつては、その旨法第百十五條に規定する規約に明記すること。

第八 基金規則第三十二条の三の二及び第三十二条の三の六の取扱い

ア 基金規則第三十二条の三の二第一項の厚生労働大臣が定める場合とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する場合とすること。

(ア) 基金が承継事業所償却積立金を設けている場合

(イ) 給付区分ごとに資産を区分している場合

(ウ) (ア)及び(イ)に該当する場合

イ 基金規則第三十二条の三の二第一項第四号の厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とは、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)に応じて、次によるものとする。

(ア)の場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 同条中「年金給付等積立金の額」を「純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額」に読み替えて、同条により算定された額から減少設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）とすること。

(イ)の場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 同条中「第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「年金給付等積立金の額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額」を「給付区分に係る第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「給付区分に係る純資産額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した給付区分に係る額」に読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額とすること。

(ウ)の場合 同条中「第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「年金給付等積立金の額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額」を「給付区分に係る第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「給付区分に係る純資産額から減少設立事業所に係る当該給付区分の承継事業所償却積立金の額を控除した額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した給付区分に係る額」と読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額から減少設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）とすること。

ウ 基金規則第三十二条の三の六の厚生労働大臣が定めるところによる法第百三十八条第六項の掛金の額の計算方法とは、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)に応じて、次によるものとする。

(ア)の場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 当該解散する日における純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額が、当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所に

ついて算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。

(イ)の場合 (ウ)に該当する場合を除く。) 給付区分ごとの純資産額が当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ごとの最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。

(ウ)の場合 給付区分ごとの純資産額から給付区分ごとの承継事業所償却積立金を控除した額が当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ごとの最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。

6 別添1 勘定科目説明の貸借対象表の資産勘定の表中

3. 基本金 基本金	繰越不足金	繰越不足金	前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を下回っていた額から当該事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額
	当年度不足金	当年度不足金	当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を下回る額

を「

3. 基本金 基本金	繰越不足金		
---------------	-------	--	--

	当年度不足金	繰越不足金 当年度不足金	<p>前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立金の合計額を下回っていた額から当該事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額</p> <p>当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を下回る額</p>
--	--------	-----------------	---

に改める。

6 別添1 勘定科目説明の貸借対象表の負債勘定の表中

	別途積立金 当年度剰余金	別途積立金 当年度剰余金	<p>前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当該事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額</p> <p>当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額</p>
--	-----------------	-----------------	--

を

	承継事業所償却積立金 別途積立金 別途積立金	承継事業所償却積立金 別途積立金 別途積立金	<p>前事業年度末の承継事業所償却積立金に当事業年度において積み増した額と当事業年度に係る利子を加え、取り崩した額を控除した額</p> <p>前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、</p>
--	------------------------------	------------------------------	--

	当年度剰余金	当年度剰余金	資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立金の合計額を上回っていた額に当該事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額 当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を上回る額
--	--------	--------	--

に改める。

7 別添1 勘定科目説明の損益計算書の費用勘定の表中

繰越不足金 処理金	繰越不足金処 理金	繰越不足金処 理金	当事業年度において処理した繰越不足金額（決算の結果生じた当年度剰余金の処分量を除く。）
--------------	--------------	--------------	---

の下に

承継事業所 償却積立金 積増金	承継事業所償 却積立金積増 金	承継事業所償 却積立金積増 金	当事業年度において積み増した承継事業所償却積立金と当事業年度に係る利子（付利利率が正の場合）の合計額
-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

を加える。

8 別添1 勘定科目説明の損益計算書の収益勘定の表中

準備金戻入 金	給付改善準備 金戻入金 繰入準備金戻 入金	給付改善準備 金戻入金 繰入準備金戻 入金	給付改善準備金をとりくずした場合の戻入金 繰入準備金をとりくずした場合の戻入金
------------	------------------------------------	------------------------------------	--

の下に

承継事業所 償却積立金 積増金	承継事業所償 却積立金積増 金	承継事業所償 却積立金積増 金	当事業年度においてとりくずした承継事業所償却積立金から当事業年
-----------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------------------

金 度に係る利子（付利利率が負の場合）を控除した額

を加える。

9 別添2の様式③ーキの2. 当年度不足金の発生状況の表を次のように改める。

		当年度 予算推計額	前年度 決算見込額	前々年度 決算額
費用勘定	合 計 (②~㉓)	①		
	(略)			
	繰越不足金処理金	㉔		
	承継事業所償却積立金積増金	㉕		
	別途積立金積増金	㉖		
収益勘定	合 計 (㉗~㉚)	㉗		
	(略)			
	準備金戻入金	㉘		
	承継事業所償却積立金取崩金	㉙		
	別途積立金取崩額	㉚		
当 年 度 不 足 金 (①-㉗)		㉛		

10 別添2の様式⑥ーアの3. 掛金率算定表の(1)基本部分の表中

数 理 上 資 産 額	㉜	
うち、別途積立金として留保する額	㉝	
未償却過去勤務債務残高 (㉞-㉜+㉝)	㉟	
特 別 掛 金 (規 約 上) (予 定 償 却 期 間 年 月)	㊱	

を

数 理 上 資 産 額	㉜	
うち、別途積立金として留保する額	㉝	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	㉞	
未償却過去勤務債務残高 (㉞-㉜+㉝+㉞)	㊱	
特 別 掛 金 (規 約 上) (予 定 償 却 期 間 年 月)	㊲	

に改める。

1 1 別添2の様式⑥-アの3. 掛金率算定表の(1)加算部分の表中

数 理 上 資 産 額	⑮	
うち、別途積立金として留保する額	⑯	
一 時 払 掛 金 額	⑰	
未償却過去勤務債務残高 (⑭-⑮+⑯-⑰)	⑱	
特 別 掛 金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	⑲	

を

数 理 上 資 産 額	⑮	
うち、別途積立金として留保する額	⑯	
うち、承継事業所償却積立金として 留保する額	⑰	
一 時 払 掛 金 額	⑱	
未償却過去勤務債務残高 (⑭-⑮+⑯+⑰-⑱)	⑲	
特 別 掛 金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	⑳	

に改め、同表に次のように(注)を加える。

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑮から⑳についても給付区分ごとに記載すること。

1 2 別添2の様式⑦に次の備考欄を加える。

(備考)

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。

以上

厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）新旧対照表

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>第一～第三 （略）</p> <p>第四 財政計算</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 掛金の算定方法</p> <p>（１）～（３） （略）</p> <p>（４）資産額</p> <p>資産額は、基準日における数理上資産額から給付改善準備金、繰入準備金、<u>別途積立金及び承継事業所償却積立金</u>の合計額を控除した額とすること。この場合において、別途積立金は次の第五に定めるところにより、基金の判断によりとりくずした後の額とすることができること。</p> <p>なお、財政計算の基準日が事業年度の末日でないなどの理由により、数理上資産額を算定することが困難と認められる場合には、直前の財政検証の基準日における数理上資産額並びに合理的な方法により推計したその翌日から財政計算の基準日までの間の運用収益及び期中収支差の合計額を、基準日における数理上資産額として上記の資産額を算定することができること。</p> <p>（５）数理上掛金及び規約上掛金</p> <p>ア 数理上掛金の算定方法</p> <p>規約上掛金の基礎としたもの（以下「数理上掛金」という。）は、次の各号に掲げる老齢年金給付の額の算定方式に応じ、当該各号に定める方法により算定すること。</p> <p>（ア）（略）</p>	<p>別紙 厚生年金基金財政運営基準</p> <p>第一～第三 （略）</p> <p>第四 財政計算</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 掛金の算定方法</p> <p>（１）～（３） （略）</p> <p>（４）資産額</p> <p>資産額は、基準日における数理上資産額から給付改善準備金、繰入準備金<u>及び別途積立金</u>の合計額を控除した額とすること。この場合において、別途積立金は、<u>次</u>の第五に定めるところにより、基金の判断によりとりくずした後の額とすることができること。</p> <p>なお、財政計算の基準日が事業年度の末日でないなどの理由により、数理上資産額を算定することが困難と認められる場合には、直前の財政検証の基準日における数理上資産額並びに合理的な方法により推計したその翌日から財政計算の基準日までの間の運用収益及び期中収支差の合計額を、基準日における数理上資産額として上記の資産額を算定することができること。</p> <p>（５）数理上掛金及び規約上掛金</p> <p>ア 数理上掛金の算定方法</p> <p>規約上掛金の基礎としたもの（以下「数理上掛金」という。）は、次の各号に掲げる老齢年金給付の額の算定方式に応じ、当該各号に定める方法により算定すること。</p> <p>（ア）（略）</p>

新	旧
<p>(イ) 基金令第二十三条三号に規定する方法（以下「加算型」という。）</p> <p>a～d （略）</p> <p>e なお、前記b～dに定めるところによらず、基本部分と加算部分に区分して特別掛金を算定することができること。この場合、<u>次の①から⑤の方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、前記cとdに定めるところに準じて、基本部分と加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。</u></p> <p>① <u>基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</u></p> <p>② <u>免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</u></p> <p>③ <u>直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の数理債務と最低責任準備金の合計額と加算部分の数理債務の額の比により資産額を按分する方法。</u></p> <p>④ <u>直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の数理債務と最低責任準備金の合計額から基本部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額と加算部分の数理債務から加算部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により資産額を按分する方法。</u></p> <p>⑤ <u>直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における基本部分の原始数理債務から基本部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額と加算部分の数理債務</u></p>	<p>(イ) 基金令第二十三条三号に規定する方法（以下「加算型」という。）</p> <p>a～d （略）</p> <p>e なお、前記b～dに定めるところによらず、基本部分と加算部分に区分して特別掛金を算定することができること。この場合、<u>直前の財政検証の基準日における基本部分と加算部分の数理債務及び最低責任準備金から未償却過去勤務債務残高を控除した額の比などの合理的な比率によって資産額を配分し、前記cとdに定めるところに準じて基本部分と加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定すること。</u></p>

新	旧
<p>から加算部分の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額との比により資産額を按分する方法。</p> <p>⑥ 最低責任準備金を先取りし、残余の資産額について上記①から⑤に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。</p> <p>⑦ ①から⑥のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>⑧ ①から⑥のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>f 加算部分に複数の給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができること。この場合、前記b又はeに定めるところにより加算部分に配分された資産額を、次の①又は②の方法により更に各給付区分に配分し、前記cとdに定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。</p> <p>① 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の比により按分する。</p> <p>② 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日に</p>	

新	旧
<p><u>おける給付区分に係る数理債務から給付区分に係る特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額の比により按分する。</u></p> <p><u>ただし、後記第五の五に規定される給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、前記c～eに定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。</u></p> <p><u>g 前記b～fに定めるところによらず、全部又は一部の設立事業所に係る受給権者に係る数理債務と最低責任準備金の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額及び最低責任準備金の額をそれぞれ基金全体の数理債務及び最低責任準備金の額から控除した上で、前記b～fに定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができること。</u></p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>ア 掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方法によること。</p> <p><u>イ アに定めるところによらず、特別掛金は、前記（5）の未償却過去勤務債務残高について、次の①又は②の方法により設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ごとに特別掛金を算定することができること。ただし、給付の内容が同一の集団においては、同一の償却方法により算定し、前</u></p>	<p>イ～ウ （略）</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>ア 掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方法によること。<u>ただし、特別掛金は、未償却過去勤務債務残高、基金への編入時期、一時払掛金額等の客観的かつ合理的な基準に基づいて、設立事業所ごとに異なる算定方法によることができること。</u></p>

新	旧
<p>後記ウにより算定される特別掛金を除き、前記(6)の予定償却期間又は(7)の償却割合は同一のものとすること。なお、未償却過去勤務債務残高が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。</p> <p>① 未償却過去勤務債務残高を直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における加入員数、標準給与(加算給与)、各給付区分に係る数理債務と最低責任準備金の合計額のいずれかの比により按分する方法</p> <p>② 未償却過去勤務債務残高から直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額(当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。)について、①の方法又は直前の財政検証、前回の財政計算若しくは当該財政計算の基準日における数理債務と最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法のいずれかにより各設立事業所に配分した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額とする方法</p> <p>ただし、前記(5)のアの(イ)のgにより未償却過去勤務債務残高を算定している場合については、前記①又は②の数理債務及び最低責任準備金の額から受給権者に係る額を控除すること。なお、一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合については、当該給付設計の変更に係る変更後の数理債務から変更前の数理債務を控除した額(当該額が未償却過去勤務債務残高の額を上回る場合には、未償却過去勤務債務残高の額とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更に起因する額に限る。)を②の未償却過去勤務債務残高から控除した額につ</p>	

新	旧
<p><u>いて、②の方法により各設立事業所に配分し、給付設計の変更を行った設立事業所については当該差分額を配分された額に加算することができること。また、設立事業所に係る最低責任準備金は、基金の最低責任準備金を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比に応じて按分したものとする。</u></p> <p><u>ウ 設立事業所が増加する場合は、イの定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高（当該基準日における当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額から当該設立事業所の増加に伴い基金が受換した資産を控除した額。）について、当該設立事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該設立事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、前記（６）の予定償却期間又は（７）の償却割合は別に設定することができること。なお、設立事業所が増加したとしても、前記一に該当しない場合について、財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定することができること。また、法第百十条により基金を設立する場合、法第百四十二条により基金が合併する場合、法第百四十四条の二により権利義務の承継を行う場合又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）についても上記と同様とすること。</u></p> <p><u>エ 承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金の額又は当該設立事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を当該設立事業所の特別掛金額から控除すること。</u></p> <p>オ （略）</p> <p>四～七 （略）</p>	<p>イ （略）</p> <p>四～七 （略）</p>

新	旧
<p>第五 別途積立金</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給付区分別途積立金</p> <p>(1) 給付区分別途積立金を積み立てることができる基金</p> <p><u>代行部分及びプラスアルファ部分のうち、「厚生年金基金の設立認可について(昭和四十一年九月二十七日企年発第三六三号)」別紙厚生年金基金設立認可基準第三の三を満たすために必要な部分を全設立事業所が対象となる基金の共通給付(ただし、当該共通給付が基本部分の全部又は一部に等しい場合にあつては、基本部分以外の給付区分についても全設立事業所が対象となる給付区分を設けている場合に限る。)とし、その上乘せ給付として一部の設立事業所を対象とする加算給付を設ける基金にあつては、給付区分(複数の給付設計を組み合わせる場合又は労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分ごとに異なる給付設計を行う場合において、給付設計ごとに区分したものをいう。)ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分(ただし、共通給付を更に区分することはできないこと。)し、決算時に剰余が生じる給付区分があるときは、当該給付区分の別途積立金として、給付区分別途積立金を積み立てることができること。この場合において、資産を一括して運用している場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料及び指定年金数理人費については、それぞれ合理的方法により法第百十五条に規定する規約に定めるところに基づき配分すること。なお、給付区分ごとに資産を区分する場合にあつては、その旨法第百十五条に規定する規約に明記すること。</u></p> <p>(2) とりくずすことができる場合等</p> <p>給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金を生じたため当</p>	<p>第五 別途積立金</p> <p>一～四 (略)</p>

新	旧
<p><u>該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに前記第四の三の（４）に定める資産額に繰り入れる場合、将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合及び年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合にとりくずすことができること。なお、給付区分別途積立金について、とりくずすことができる額、年金数理人の確認等、書類の提出方法については、第五の二から四の「別途積立金」を「給付区分別途積立金」と読み替えて、同号の規定により取り扱うこと。</u></p> <p><u>（３） 給付区分ごとに資産を区分する場合の財務諸表等の取扱い</u></p> <p>① <u>決算に関する書類</u> 給付区分ごとに「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（平成八年六月二十七日年発第三三二三号）」別添２の様式②’及び様式③’を作成し、それぞれ様式②及び様式③の後に添付すること。</p> <p>② <u>財政計算に関する書類</u> 様式⑥－アの３の（２）の表中⑮～⑳についても給付区分ごとに記載すること。</p> <p><u>（４） 新たに給付区分ごとに資産を区分する場合等</u></p> <p><u>次のア又はイの場合に、新たに給付区分ごとに資産を区分することができること。ただし、基金の給付が設立事業所に共通の給付区分のみとなった場合又は共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなった場合を除き、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできないこと。</u></p> <p><u>ア 法第四十二条の規定に基づき、基金が合併する場合</u></p> <p><u>イ 共通給付区分のみの基金において、一部の設立事業所を対象として新しい給付区分を設けたときその他資産を給付区分ごとに区分して区分することが必要と基金が判断した場合</u></p>	

新	旧
<p>なお、新たに給付区分ごとに資産を区分する場合の給付区分ごとの資産は、新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を次の①又は②のいずれかの方法により算定した額とすること。</p> <p>① <u>直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における数理債務と最低責任準備金の額の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法</u></p> <p>② <u>直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における最低積立基準額の比により按分する方法</u></p> <p>ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして基金が資産を受換する場合については、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができるものとする。</p> <p><u>(5) 積立上限額を超える場合の掛金の控除額</u></p> <p>基金規則第四十七条の二の規定により算定された控除額については、同条中「<u>年金給付等積立金の額</u>」、「<u>令第三十九条の四第二項に規定する積立上限額</u>」及び「<u>控除前の掛金及び徴収金</u>」を、「<u>給付区分ごとの年金給付等積立金の額</u>」、「<u>給付区分ごとの令第三十九条の四第二項に規定する積立上限額</u>」及び「<u>給付区分ごとの控除前の掛金及び徴収金</u>」と読み替えて給付区分ごとに算定した額が零を上回る給付区分から控除することとし、当該給付区分が複数ある場合には、当該給付区分ごとに算定した額の比により給付区分ごとに控除すること。</p> <p><u>(6) その他</u></p> <p>前記第四の三の(5)のイに規定する特例掛金については、前記第四の三の(5)のアの(イ)のfのただし書きに準じて、給付区分ごとに算定し、第四の四に規定する特例掛金については、同規定に基づき基金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき</p>	

新	旧
<p><u>給付区分ごとに配分すること。また、給付区分ごとに資産を区分する場合の前記第一の（１６）の資産評価調整加算（控除）額については、資産を一括して運用している場合についても、給付区分ごとに算定すること（ただし、数理的評価の方法は同一のものとする）ができること。なお、資産評価調整加算（控除）額を給付区分ごとに算定する場合には、様式⑩の３については、給付区分ごとに記載すること。</u></p> <p>第六（略）</p> <p><u>第七 承継事業所償却積立金</u></p> <p><u>一 趣旨</u></p> <p><u>承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。</u></p> <p><u>二 承継事業所償却積立金の評価</u></p> <p><u>設立事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、増加に伴う財政計算の基準日における当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額から当該設立事業所の数理債務と最低責任準備金の合計額を控除した額（受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。）について、当該基準日以降、基金の運用利回りの実績、零以上基金の予定利率以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、後記三によりとりくずした額を控除した額により評価し、基金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。なお、基金が前記第五の五により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあっては、設立事業所の増加により基金が受換した資産額を同（４）のなお書きに準じて各給付区分に配分した上で、上記により給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。また、法第百十条により基金を設立する場合、法第百四十二条により基金が合併する場合、法第百四十四条の二</u></p>	<p>第六（略）</p>

新	旧
<p><u>により権利義務の承継を行う場合又は給付区分を新たに設ける場合についても上記と同様に承継事業所償却積立金を評価することができるものとする。</u></p> <p>三 <u>とりくずす方法</u></p> <p><u>財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、前記第四の三の（９）のエにより控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。なお、基金が前記第五の五により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することになる場合について、上記に準じて承継事業所償却積立金をとりくずすこと。</u></p> <p>四 <u>承継事業所償却積立金を設ける場合等</u></p> <p><u>基金の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができること。承継事業所償却積立金を設けた基金は、前記一に該当する設立事業所が増加した場合には、前記二に基づき承継事業所償却積立金を積み立てること。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を廃止することはできないこと。なお、承継事業所償却積立金を設ける場合にあつては、その旨法第百十五条に規定する規約に明記すること。</u></p> <p>第八 <u>基金規則第三十二条の三の二及び第三十二条の三の六の取扱い</u></p> <p>ア <u>基金規則第三十二条の三の二第一項の厚生労働大臣が定める場合とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する場合とすること。</u></p> <p>(ア) <u>基金が承継事業所償却積立金を設けている場合</u></p> <p>(イ) <u>給付区分ごとに資産を区分している場合</u></p> <p>(ウ) <u>(ア)及び(イ)に該当する場合</u></p> <p>イ <u>基金規則第三十二条の三の二第一項第四号の厚生労働大臣が定めるところ</u></p>	

新	旧
<p><u>ろにより計算した額とは、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)に応じて、次によるものとする。</u></p> <p><u>(ア) の場合 (ウ)に該当する場合を除く。) 同条中「年金給付等積立金の額」を「純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額」に読み替えて、同条により算定された額から減少設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）とすること。</u></p> <p><u>(イ) の場合 (ウ)に該当する場合を除く。) 同条中「第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「年金給付等積立金の額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額」を「給付区分に係る第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「給付区分に係る純資産額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した給付区分に係る額」に読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額とすること。</u></p> <p><u>(ウ) の場合 同条中「第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「年金給付等積立金の額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額」を「給付区分に係る第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価」、「給付区分に係る純資産額から減少設立事業所に係る当該給付区分の承継事業所償却積立金の額を控除した額」及び「当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した給付区分に係る額」と読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額から減</u></p>	

新	旧
<p><u>少設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額(当該額が零を下回る場合は零とする。)</u>とすること。</p> <p>ウ <u>基金規則第三十二条の三の六の厚生労働大臣が定めるところによる法第百三十八条第六項の掛金の額の計算方法とは、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)に応じて、次によるものとする。</u></p> <p><u>(ア)の場合(ウ)に該当する場合を除く。)</u> 当該解散する日における純資産額から承継事業所償却積立金を控除した額が、当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所について算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。</p> <p><u>(イ)の場合(ウ)に該当する場合を除く。)</u> 給付区分ごとの純資産額が当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ごとの最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。</p> <p><u>(ウ)の場合</u> 給付区分ごとの純資産額から給付区分ごとの承継事業所償却積立金を控除した額が当該解散する日を基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した給付区分ご</p>	

新

との最低積立基準額を下回る額のうち各設立事業所に係る額として給付区分ごとに算定された額の合計額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額を、各設立事業所が拠出する掛金の額とする方法。ただし、上記により算定された額が零を下回る設立事業所がある場合には、当該下回る額を他の設立事業所の算定された額に基づき配分することにより、他の設立事業所に係る掛金から当該額を控除すること。

第九～十二 (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純資産	(略)	(略)	(略)
2. 資産及び負債の 数理的評価	(略)	(略)	(略)
3. 基本金 基本金	繰越不足金	繰越不足金	前事業年度末において、

旧

第七～十 (略)

別表1～別表4 (略)

別添1 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純資産	(略)	(略)	(略)
2. 資産及び負債の 数理的評価	(略)	(略)	(略)
3. 基本金 基本金	繰越不足金	繰越不足金	前事業年度末において、

新				旧			
	当年度剰余金	当年度剰余金	<p>流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び承継事業所償却積立金の合計額を下回っていた額から当該事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額</p> <p>当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、承継事業所償却積立金及び別途積立金の合計額を下回る額</p>		当年度剰余金	当年度剰余金	<p>流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を下回っていた額から当該事業年度において処理した繰越不足金額を控除した額</p> <p>当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を下回る額</p>

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純負債	(略)	(略)	(略)
2. 資産及び負債の	(略)	(略)	(略)

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純負債	(略)	(略)	(略)
2. 資産及び負債の	(略)	(略)	(略)

新				旧			
数理的評価 3. 基本金 基本金	給付改善準備金 繰入準備金 <u>承継事業所償却積立金</u> 別途積立金 当年度剰余金	(略) (略) <u>承継事業所償却積立金</u> 別途積立金	(略) (略) <u>前事業年度末の承継事業所償却積立金に当事業年度において積み増した額と当事業年度に係る利子を加え、取り崩した額を控除した額</u> 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び <u>承継事業所償却積立金</u> の合計額を上回っていた額に当該事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額	数理的評価 3. 基本金 基本金	給付改善準備金 繰入準備金 別途積立金 当年度剰余金	(略) (略) 別途積立金	(略) (略) 前事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額及び未償却過去勤務債務残高の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金及び繰入準備金の合計額を上回っていた額に当該事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額

新				旧			
		当年度剰余金	当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金、 <u>承継事業所償却積立金及び別途積立金</u> の合計額を上回る額			当年度剰余金	当該事業年度末において、流動資産、固定資産、資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高及び繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、資産評価調整控除額、数理債務、最低責任準備金、給付改善準備金、繰入準備金及び別途積立金の合計額を上回る額

損益計算書

(年金経理)

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

費用勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数理的評価の変動	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
準備金繰入金	(略)	(略)	(略)
繰越不足金処理金	(略)	(略)	(略)
承継事業所償却			

損益計算書

(年金経理)

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

費用勘定			
大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数理的評価の変動	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
準備金繰入金	(略)	(略)	(略)
繰越不足金処理金	(略)	(略)	(略)

新				旧			
<u>積立金積増金</u>	<u>承継事業所償却積立金積増金</u>	<u>承継事業所償却積立金積増金</u>	<u>当事業年度において積み増した承継事業所償却積立金と当事業年度に係る利子(付利率が正の場合)の</u>				
別途積立金積増金	(略)	(略)	<u>合計額</u>	別途積立金積増金	(略)	(略)	(略)
当年度剰余金	(略)	(略)	(略)	当年度剰余金	(略)	(略)	(略)

収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	小 分 類	摘 要
科 目	科 目		
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数理的評価の変動	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
準備金戻入金	(略)	(略)	(略)
<u>承継事業所償却積立金取崩金</u>	<u>承継事業所償却積立金取崩金</u>	<u>承継事業所償却積立金取崩金</u>	<u>当事業年度においてとりくずした承継事業所償却積立</u>

収 益 勘 定			
大 分 類	中 分 類	小 分 類	摘 要
科 目	科 目		
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支	(略)	(略)	(略)
3. 数理的評価の変動	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
準備金戻入金	(略)	(略)	(略)

新				旧			
別途積立金取崩金	(略)	(略)	金から当事業年度に係る利子(付利利率が負の場合)を控除した額 (略)	別途積立金取崩金	(略)	(略)	(略)
当年度不足金	(略)	(略)	(略)	当年度不足金	(略)	(略)	(略)

別添2

様式①～様式③-カ' (略)

様式③-キ 総括表(変更計算(特例掛金(第4の3(8))用)

1. (略)
2. 当年度不足金の発生状況

			当年度 予算推計額	前年度 決算見込額	前々年度 決算額
費用勘定	合 計 (②～②②)	①			
	(略)				
	繰越不足金処理金	⑳			
	承継事業所償却積立金積増金	㉑			
	別途積立金積増金	㉒			
収 合 計 (②④～③⑥)	②③				

別添2

様式①～様式③-カ' (略)

様式③-キ 総括表(変更計算(特例掛金(第4の3(8))用)

1. (略)
2. 当年度不足金の発生状況

			当年度 予算推計額	前年度 決算見込額	前々年度 決算額
費用勘定	合 計 (②～②①)	①			
	(略)				
	繰越不足金処理金	⑳			
	別途積立金積増金	㉑			
収益	合 計 (②③～③④)	②②			
	(略)				

新					旧																																																	
益 勘 定					勘 定																																																	
	(略)																																																					
	準備金戻入金	㉔				準備金戻入金	㉓																																															
	承継事業所償却積立金取崩金	㉕				別途積立金取崩額	㉔																																															
	別途積立金取崩額	㉖				当年度不足金 (㉑-㉒)	㉕																																															
当年度不足金 (㉑-㉒)	㉗																																																					
様式④-ア～様式⑤ (略) 様式⑥-ア 掛金算出基礎 (再計算、変更計算 (一般)、新設、合併設立及び分割 設立用) 1. ～2. (略) 3. 掛金率算定表 (1) 基本部分 (金額単位：千円) (略)					様式④-ア～様式⑤ (略) 様式⑥-ア 掛金算出基礎 (再計算、変更計算 (一般)、新設、合併設立及び分割 設立用) 1. ～2. (略) 3. 掛金率算定表 (1) 基本部分 (金額単位：千円) (略)																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">数 理 上 資 産 額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㉘</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td> うち、別途積立金として留保する額</td> <td style="text-align: center;">㉙</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、承継事業所償却積立金として留保する額</td> <td style="text-align: center;">㉚</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚}$)</td> <td style="text-align: center;">㉛</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)</td> <td style="text-align: center;">㉜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					数 理 上 資 産 額	㉘				うち、別途積立金として留保する額	㉙				うち、承継事業所償却積立金として留保する額	㉚				未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚}$)	㉛				特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	㉜				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">数 理 上 資 産 額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㉘</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td> うち、別途積立金として留保する額</td> <td style="text-align: center;">㉙</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙}$)</td> <td style="text-align: center;">㉛</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)</td> <td style="text-align: center;">㉜</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					数 理 上 資 産 額	㉘				うち、別途積立金として留保する額	㉙				未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙}$)	㉛				特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	㉜			
数 理 上 資 産 額	㉘																																																					
うち、別途積立金として留保する額	㉙																																																					
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	㉚																																																					
未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙} + \text{㉚}$)	㉛																																																					
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	㉜																																																					
数 理 上 資 産 額	㉘																																																					
うち、別途積立金として留保する額	㉙																																																					
未償却過去勤務債務残高 ($\text{㉗} - \text{㉘} + \text{㉙}$)	㉛																																																					
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	㉜																																																					

新			旧		
(略)			(略)		
(2) 加算部分 (金額単位：千円)			(2) 加算部分 (金額単位：千円)		
(略)			(略)		
数 理 上 資 産 額	⑮		数 理 上 資 産 額	⑮	
うち、別途積立金として留保する額	⑯		うち、別途積立金として留保する額	⑯	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑰				
一 時 払 掛 金 額	⑱		一 時 払 掛 金 額	⑱	
未償却過去勤務債務残高 (⑭－⑮＋⑯＋⑰－⑱)	⑲		未償却過去勤務債務残高 (⑭－⑮＋⑯－⑰)	⑲	
特 別 掛 金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	⑳		特 別 掛 金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	⑲	
(略)			(略)		
(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑮から⑳についても給付区分ごとに記載すること。					
(3) (略) 様式⑥－イ (略)			(3) (略) 様式⑥－イ (略) 様式⑦ 別途積立金のとりくずしの処分を示した書類		

新	旧																
<p>様式⑦ 別途積立金のとりくずしの処分を示した書類 (年 月 日) (金額単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">処分日現在の別途積立金の額(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別途積立金のとりくずし額(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td> ① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額 </td> </tr> <tr> <td>処分後の別途積立金の額(1) - (2)</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;"> <p>(備考)</p> </div> <p>(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。</p> <p>様式⑧～様式⑯ (略)</p>	処分日現在の別途積立金の額(1)		別途積立金のとりくずし額(2)		内 訳	① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額	処分後の別途積立金の額(1) - (2)		<p>(年 月 日) (金額単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">処分日現在の別途積立金の額(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別途積立金のとりくずし額(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 訳</td> <td> ① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額 </td> </tr> <tr> <td>処分後の別途積立金の額(1) - (2)</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式⑧～様式⑯ (略)</p>	処分日現在の別途積立金の額(1)		別途積立金のとりくずし額(2)		内 訳	① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額	処分後の別途積立金の額(1) - (2)	
処分日現在の別途積立金の額(1)																	
別途積立金のとりくずし額(2)																	
内 訳	① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額																
処分後の別途積立金の額(1) - (2)																	
処分日現在の別途積立金の額(1)																	
別途積立金のとりくずし額(2)																	
内 訳	① 掛金の上昇抑制又は引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額																
処分後の別途積立金の額(1) - (2)																	